

住宅リフォーム補助制度のお知らせ

南風原町民が、町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム（バリアフリー改修工事、省エネ工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事）を行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助するものです。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者（建築後、1年以上経過）
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる住宅

南風原町内にある個人住宅で以下のもの

- ①自己所有住宅（建築後、1年以上経過）

○工事を行う業者について

南風原町に本社又は営業所のある事業者（町内個人事業者も含みます。）

○補助額

★対象工事の **20%** ★最高限度額 **20万円**

例①. 対象工事費 40万円 40万円×0.2(20%)=8万円 助成額 8万円	例②. 対象工事費 120万円 120万円×0.2(20%)=24万円 ※助成額の最高限度額は20万円
---	--

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。
※平成24・25・26・27・28・29・30年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

令和元年5月20日（月）から6月20日（木）までの受付期間になります。

ただし、6月20日（木）までの受付で応募数が予算の範囲を超えた場合には事務局で抽選とします。

応募期間は令和元年6月20日(木)までです。

※ただし、応募数が予算の範囲を超えた場合には事務局で抽選とします。

※詳しくはホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。

☎889-4412 Fax889-7657

○補助額

★対象工事費の **20%**
★最高限度額 **20万円**



○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事
- ③令和2年2月末日までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの。

○補助対象工事（下記の①～③）

①バリアフリー改修工事○

- ・通路等の拡幅、・階段勾配の緩和
- ・浴室改良・便所改良・手すりの取付
- ・段差の解消・出入口の戸の改良
- ・滑りにくい床材料への取替

②省エネ改修工事○

- ・窓の断熱・床の断熱・屋根及び天井の断熱・壁の断熱

③住宅の耐久性を向上させる改修工事○

- ・柱、はり等の主要構造物のはく離したコンクリートの除去及び改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去及び補修

注 意 × 対象とならない工事例 ×

- ×バリアフリーに該当しない浴室、便所、出入り口の改修工事など
- ×断熱を伴わない床の改修、屋根、壁及び天井の改修工事など
- ×門、塀、柵などの外構工事など

児童手当の現況届がはじまります

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届出の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
◆6月初旬頃、受給者の方へ役場から個人通知を発送します。内容をご確認のうえ必ず届出してください。

届出期間
令和元年
6/10(月)～
6/28(金)

※受付時間
平日：8:30～17:15

児童手当支給額（所得制限があります）

児童の年齢	児童手当の額（1人あたりの月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 （※第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

所得制限限度額（この限度額を超えた場合は特例給付として児童1人あたり月額5千円の支給になります。） （単位：万円）

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。



出生や転入後、児童手当の手続きは済んでいますか？

出生したり、児童手当の受給者が町外から転入した場合、児童手当を受給するためには異動があった日の翌日から15日以内に役場窓口で手続きをする必要があります（公務員の方は勤務先での手続きとなります）。手続きがまだの方は早めに行ってください。
※手続きが遅れると、支給される手当も減ってしまいますのでご注意ください。

【お問い合わせ】 こども課 ☎889-7028



農家の皆さんへ

農業用廃ビニール等の回収を実施しますのでご協力ください

1. 回収日

（津嘉山区以外） 令和元年6月18日（火）
午前9時00分～12時00分
午後13時00分～14時30分
（津嘉山区） 令和元年6月19日（水）
午前9時00分～午前11時30分

2. 回収場所

JAおきなわ南風原支店 山川集出荷場

3. 処理費（農家負担分）

廃ビニール：15円/Kg（9kgまで100円）
農業空容器：36円/Kg（4kgまで100円）

4. 分別種類

（※分別がされていない場合は、回収できませんのでご注意ください。）

- ①ビニール・・・農業用ビニール（塩化ビニール系（ホース、雨靴）は回収できません）
- ②マルチ・・・マルチ類
- ③その他・・・肥料袋、防風ネット、寒冷紗、育苗ポットなど

5. 留意事項

※土や金属類等が混入していると回収できません。
※梱包の仕方や硬い材質によっては回収できない場合があります。
※農業容器は中身があると回収できません。

【お問い合わせ】 南風原町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会事務局（役場産業振興課） ☎889-4163

南風原町で物件を探している方がいます！

求む物件
査定無料

土地・建物・アパート・店舗・事務所・駐車場・貸地の
売買・賃貸仲介、管理、有効活用、不動産相続支援まで
不動産のことなら何なりとご相談下さい。

おかげ様で売買仲介件数1,400件突破！ 国際品質規格ISO9001:2015認証取得



あなたのホームプランナー
株式会社南新物産

南風原本店

丸大南風原
店さん近く

☎889-4007



学研 翔南教室

指導者
桃原 未希

《幼児／算数・国語／数学／理科・社会／読書活用》
0.1.2歳コース・幼児コース・小学生コース・中学生コース

読む力・考える力——伸びる学力
学研教室
幼児／算数・数学・国語／英語



☎098-889-4694
（電話受付：月～金/9時～20時）

